

あま市避難行動要支援者避難支援計画



あ ま 市

平成28年3月

(令和6年3月改定)

目 次

第1	基本的な考え方	1
1	計画の目的・趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	用語の定義	2
4	対象災害及び地域	2
第2	避難支援体制の構築	3
1	避難支援体制の整備	3
2	市及び避難支援等関係者の役割	3
第3	避難行動要支援者の把握	5
1	避難行動要支援者名簿の作成	5
2	避難行動要支援者名簿の対象者	5
3	情報収集方法及び収集する情報の項目	5
4	避難行動要支援者名簿の情報の提供と適正管理	6
第4	個別避難計画の策定	8
1	個別避難計画の目的	8
2	個別避難計画の作成	8
3	個別避難計画に盛り込む内容	8
4	個別避難計画の適正管理	9
第5	避難誘導・安否確認体制の整備	10
1	避難に関する情報	10
2	情報伝達体制の整備	11
3	安否確認の実施	14
4	避難行動要支援者避難支援訓練の実施	17
第6	避難所における支援体制	18
1	避難所の開設	18
2	支援体制の把握・確認	18
3	避難所の環境整備	18
4	福祉避難所	19
5	心身の健康について	20
第7	福祉救援ボランティアとの連携	21
1	ボランティア活動のニーズの把握	21
2	各種ボランティアの人材確保	21
	資料編	22

1 基本的な考え方

1 計画の目的・趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等の自然災害により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生している。

こうした災害の犠牲者の多くは高齢者等の介護を必要とする方々であることが確認されており、現在、災害時に配慮が必要と考えられる高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）などの避難支援対策が求められている。中でも、災害が発生し自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策が大きな課題となっている。

災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を迅速かつ的確に行うためには、関係部局が連携し、避難支援を進める必要がある。

本計画は、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者が地域で安心して安全に暮らすため、災害に備えた避難行動要支援者に関する情報の共有、災害時における情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制を整備するために、「あま市避難行動要支援者避難支援計画」（以下「避難支援計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置付け

この避難支援計画は、「あま市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の風水害等災害対策計画 第2編災害予防 第8章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節要配慮者支援対策及び地震・津波災害対策計画 第2編災害予防 第7章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節要配慮者支援対策に規定する要配慮者支援対策に関連して作成するものであり、要配慮者支援対策のうち、避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

この計画の策定に当たっては、平成25年8月に内閣府が発表、令和3年5月に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、平成28年4月に内閣府が発表、令和3年5月に改定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、令和3年5月に内閣府が発表、令和4年9月に更新した「避難情報に関するガイドライン」及び令和4年3月に愛知県が発表した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を参考とした。

3 用語の定義

この避難支援計画における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 要配慮者

防災施策において特に配慮を要する者で、対象範囲は一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきりや認知症の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人とする。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にある者で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

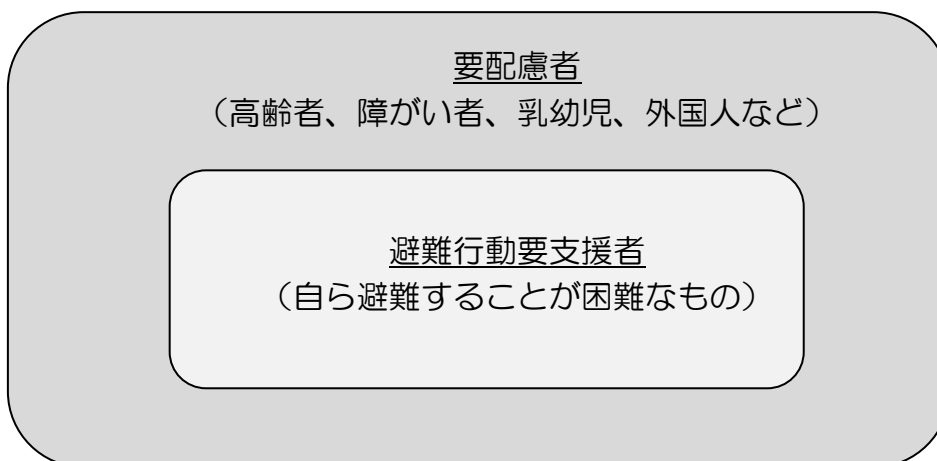
(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者であって、対象範囲は海部東部消防署、津島警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織とする。

(4) 避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

<要配慮者及び避難行動要支援者のイメージ図>



4 対象災害及び地域

この避難支援計画は、風水害、地震等、全ての災害を対象とし、対象地域は、本市全域とする。

2

避難支援体制の構築

1

避難支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援計画の円滑な運用を図るため、防災部局と福祉部局が協力して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成・管理し、個別避難計画の策定に努め、避難行動要支援者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

(2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日ごろから地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりに努め、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制を整備する。

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日ごろから施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておく。

2

市及び避難支援等関係者の役割

(1) 市の役割

- ①避難行動要支援者の全体把握
- ②支援機関との協力関係の構築と連絡体制の確立
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑤一般の指定避難所では対応が困難な避難行動要支援者を受け入れることが可能な避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定
- ⑥避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑦避難行動要支援者の避難支援訓練の実施
- ⑧災害時における避難・安否確認の状況把握
- ⑨災害時における避難所（福祉避難所）の運営支援

(2) 海部東部消防署の役割

- ①関係機関とのネットワーク構築
- ②災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ③災害時における避難行動要支援者の支援又は援助

(3) 津島警察署の役割

- ①関係機関とのネットワーク構築
- ②災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(4) 民生委員・児童委員の役割

- ①あま市高齢者台帳の新規登録、変更・修正に関する調査への協力
- ②避難行動要支援者の把握
- ③災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(5) 市社会福祉協議会の役割

- ①災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
- ②災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ③災害時における避難行動要支援者の支援を行うボランティアの受入、派遣調整

(6) 自主防災組織の役割

- ①避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備情報などの伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難行動要支援者の支援
- ③災害時における避難所（福祉避難所）の運営支援

3

避難行動要支援者の把握

1

避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の全体像を把握するため、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障がい者等に関する情報をもとに、「あま市高齢者台帳」（様式第1号）（以下「台帳」という。）が作成されている場合は、調査結果を勘案して、「あま市避難行動要支援者名簿」（様式第2号）を作成する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

2

避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。

ただし、施設等入院・入所者については、施設等で対応するため対象外とする。

なお、要配慮者のうち、妊産婦や乳幼児については、対象となる者の移り変わりが著しいことや、基本的に親など家族の保護の元にあり、災害時には保護者等により避難が行われることを想定して対象外としているが、関係部局において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。また、外国人等においても同様に支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。

- ①在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（呼吸器機能障がいを除く内部障がいのみで該当する者は除く）
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者

3

情報収集方法及び収集する情報の項目

市は、福祉部局が保有する情報や民生委員・児童委員による台帳の調査結果、対象者への個別訪問等により得られた情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- ①氏名
- ②生年月日

- ③性別
- ④郵便番号
- ⑤住所又は居所
- ⑥電話番号その他の連絡先
- ⑦避難支援等を必要とする事由（障がい、要介護、難病、療育の種別）（障害等級、要介護状態区分、療育判定等）
- ⑧その他

避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援者ごとのデータベースを作成する。
なお、データベースの作成に当たっては、避難行動要支援者支援システムを活用して行うものとする。これにより、住所と地図を照らし合わせる手間を省くことが可能となり、災害時において巡回による安否確認を迅速かつ円滑に進めることができる。避難行動要支援者個々の自宅付近で想定される想定浸水深等の危険度を視覚的にとらえた避難支援等の検討が可能となり、平常時において個別避難計画の策定を円滑に進めることができる。

4 避難行動要支援者名簿の情報の提供と適正管理

（1）情報の提供と適正管理

市は、災害時に的確な支援や安否確認を行うため、「避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書」（様式第3号）を使用し、事前に対象者本人から避難支援等関係者へ情報を提供することについて同意を得て、同意が得られた者のみの避難行動要支援者名簿（様式第2号）を避難支援等関係者に提供する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

情報の提供について同意を得ることが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の1第3項に規定する、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときを除き、自主防災組織等に情報の提供は行わない。この場合においては、当該者の情報を保有する市の福祉部局で名簿の整理及び管理を行い、市の防災部局と情報を共有する。

なお、避難行動要支援者名簿に記載されている内容には、個人情報が多く含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外に情報を提供する場合、情報の提供を受ける関係機関は、「避難行動要支援者名簿等に係る個人情報の保護に関する誓約書」（様式第4号）を市に提出する。

（2）情報の更新

避難行動要支援者名簿の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市は、定期的にこれを行うものとする。また、対象者の状況の変化や異動を把

握した場合は、随時、追加や修正を行うこととし、常に最新の情報となるように努める。

4 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難を支援するため、個別避難計画を策定していく。
個別避難計画の策定においては、避難行動要支援者名簿への記載内容のほか、避難支援等関係者等から得られた情報に基づき、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先及び、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項のほか、避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ的確に実施するために必要な情報を盛り込み、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別避難計画を策定していく。

2 個別避難計画の作成

個別避難計画は、「あま市避難行動要支援者個別避難計画」（様式第5号）を使用し、同意が得られた者についてのみ、市が作成の主体となり、当事者及び当事者家族並びに避難支援等関係者のほか、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者等と連携して策定していく。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

また、個別避難計画に本人が署名できない場合は、家族等の意思の確認により家族等が代わりに署名することができる。

なお、個別避難計画の作成は、居住地周辺の浸水想定区域等の危険度、本人や家族の状況等を考慮し、優先度の高いものから取り組むこととする。

3 個別避難計画に盛り込む内容

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載する情報のほか、避難支援に必要な以下の項目を記載する。

- ①避難時に配慮しなくてはならない事項
- ②同居家族等
- ③緊急時の連絡先
- ④避難支援等実施者情報
- ⑤避難場所等情報
- ⑥特記事項

4 個別避難計画情報の提供と適正管理

(1) 情報の提供と適正管理

個別避難計画の原本は、福祉部社会福祉課が保管し、市長公室危機管理課、福祉部高齢福祉課（ただし、高齢者に限る。）及び福祉部障がい福祉課（ただし、障がい者に限る。）に副本を置くこととする。

市は、災害時に的確な支援や安否確認を行うため、「個別避難計画の作成及び情報提供に関する同意書」（様式第5号）を使用し、事前に避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）から避難支援等関係者へ情報を提供することについて同意を得て、同意が得られた者のみの個別避難計画（様式第6号）を避難支援等関係者に提供する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

情報の提供について同意を得ることが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法第49条の15第3項に規定する、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときを除き、避難支援等関係者に情報の提供は行わない。

(2) 情報の更新

個別避難計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために重要である。

市は、定期的にこれが行われるよう必要な配慮をするものとする。対象者の状況の変化や異動を把握した場合は、随時、追加や修正を行うこととし、常に最新の情報となるように努める。

5 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難情報

市は、防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

また、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

<警戒レベルの一覧表>

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。

【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
--------------------------------	---

出典：「避難情報に関するガイドライン」内閣府（令和3年5月）（令和4年9月更新）

<河川洪水に関する避難情報の基準>

区分	内容
高齢者等避難の発表	○市内河川の水位が避難判断水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合
避難指示の発令	○市内河川の水位が氾濫危険水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合 ○災害対策本部、消防、警察等の巡視及び住民等の通報により、市が堤防等の異常を覚知したとき

<地震災害に関する避難指示の基準>

区分	内容
避難指示の発令	○余震等で建物崩壊、火災等により2次被害を受けるおそれがある者 ○応急危険度判定で、危険と判定された家屋に住居する者

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

市は、防災情報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達のほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて避難行動要支援者を含めた市民が情報を入手できるよう努める。

<情報伝達手段>

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災情報メール		○
コミュニティFM	○	
ケーブルテレビ	○	○
携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）	○	○
広報車の巡回	○	
警鐘	○	

自主防災組織等を通じた電話連絡や戸別伝達	○	
テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等	○	○

情報伝達に当たっては、上記の情報伝達手段のほか、障がいの状況に応じて考慮する必要がある。このため、緊急の場合や適切な情報伝達に関する手段がない場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問し、情報伝達を行う必要がある。

(2)「あま市緊急通報システム事業」の活用

在宅の一人暮らしの高齢者及び身体障がい者等を対象に設置している緊急通報用機器は、災害時において情報伝達手段及び安否確認として有効である。

あま市緊急通報システム事業

<利用対象者>

- ア おおむね65歳以上の虚弱な在宅一人暮らし老人
- イ 身体障害者手帳等級区分1級～3級までの在宅ひとり暮らしの者
- ウ 要介護度4及び5の者をかかえる高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- エ 重度身体障がい者をかかえる高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- オ その他、市長が特に必要があると認める者

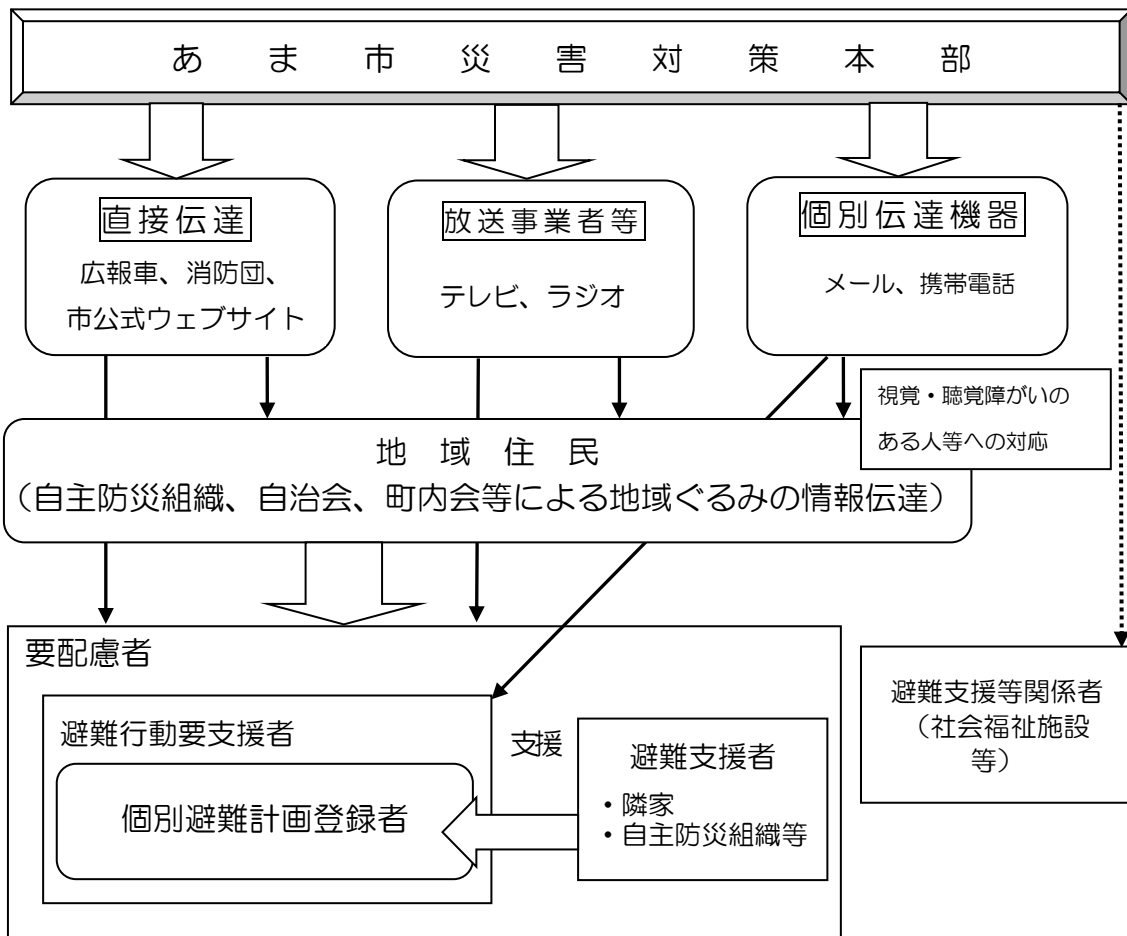
(3) 地域コミュニティの互助意識の醸成

災害発生直後に避難行動要支援者を避難させる場合は、同居の家族のほか、近隣の住民の積極的な協力が必要である。

このため、避難行動要支援者を含めた自治会、町内会等のコミュニティにおいて、日ごろから互助意識を育み、避難行動要支援者の避難誘導の方法について話し合っておく必要がある。

一方、避難行動要支援者自身も近隣住民とのつながりができるよう、自らも努力することが望まれる。

<避難行動要支援者の情報伝達イメージ>



<情報伝達時に配慮すべき事項等>

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、点字、音声入力装置、音声変換が可能な電子／携帯メール、文字の拡大装置等。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。 ・手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子／携帯メール、文字放送テレビ等。 ・聴覚障がいの聞こえの程度の多様性に配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会で増加している一人暮らしで、電話のベルなどの高音域が聞き取りづらくなる加齢性難聴者にも配慮する。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション方法は点字、手話、触手話、拡大文字など多種の方法があり、盲ろう者の個々の状況によって異なる場合がある。また、情報を発信する時と、受信する時のコミュニケーション方法が異なる場合もあるため、複数の盲ろう者向けコミュニケーション技術を持つ人などを配置する配慮が必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、短い言葉で、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、写真、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。 ・コミュニケーションアプリを使える人もいるので、活用する。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。 ・全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いため、伝達されているか個別に確認する必要がある。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びやさしい日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効である。 ・出身国の言語、風習に対応できるよう、地域の実情に応じた対応が必要である。 ・災害多言語支援センターの利用を促す。

出典：「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県（令和4年3月）

3 安否確認の実施

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、避難支援等関係者、関係機関と協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行う。

(1) 災害発生時の安否確認

被災した寝たきり高齢者や歩行困難な障がい者等は自力では脱出できず、自宅でそのままの状態が続くと、健康を著しく損なったり、生命に危険が及ぶことも予想されるため、次の点に注意し避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。

- ①市があらかじめ把握した避難行動要支援者の所在情報（避難行動要支援者名簿及び個別避難計画）を開示することにより、避難支援等関係者等の協力を得て、自宅等に取り残された避難行動要支援者がいないかどうか現場での確認を行う。さらに、避難所において避難行動要支援者の所在把握に努める。
- ②あらかじめ定められた情報伝達網により迅速に行う。また、市はメールシステムの活用等により迅速に安否確認の結果を集約し、不明者については、障がいの状態等に応じた情報伝達手段を講じることにより、再度、安否確認を行う。
- ③避難行動要支援者の中でも特に人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入しているなど、緊急の対応を要する者については、関係機関と協力して迅速に安否確認を行う。

(2) 避難行動要支援者の救出、避難誘導等

平常時から在宅福祉サービスの提供を受けている高齢者、障がい者等が、災害の発生により家族の支援を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障をきたすなどにより、新たな支援を必要とする場合がある。

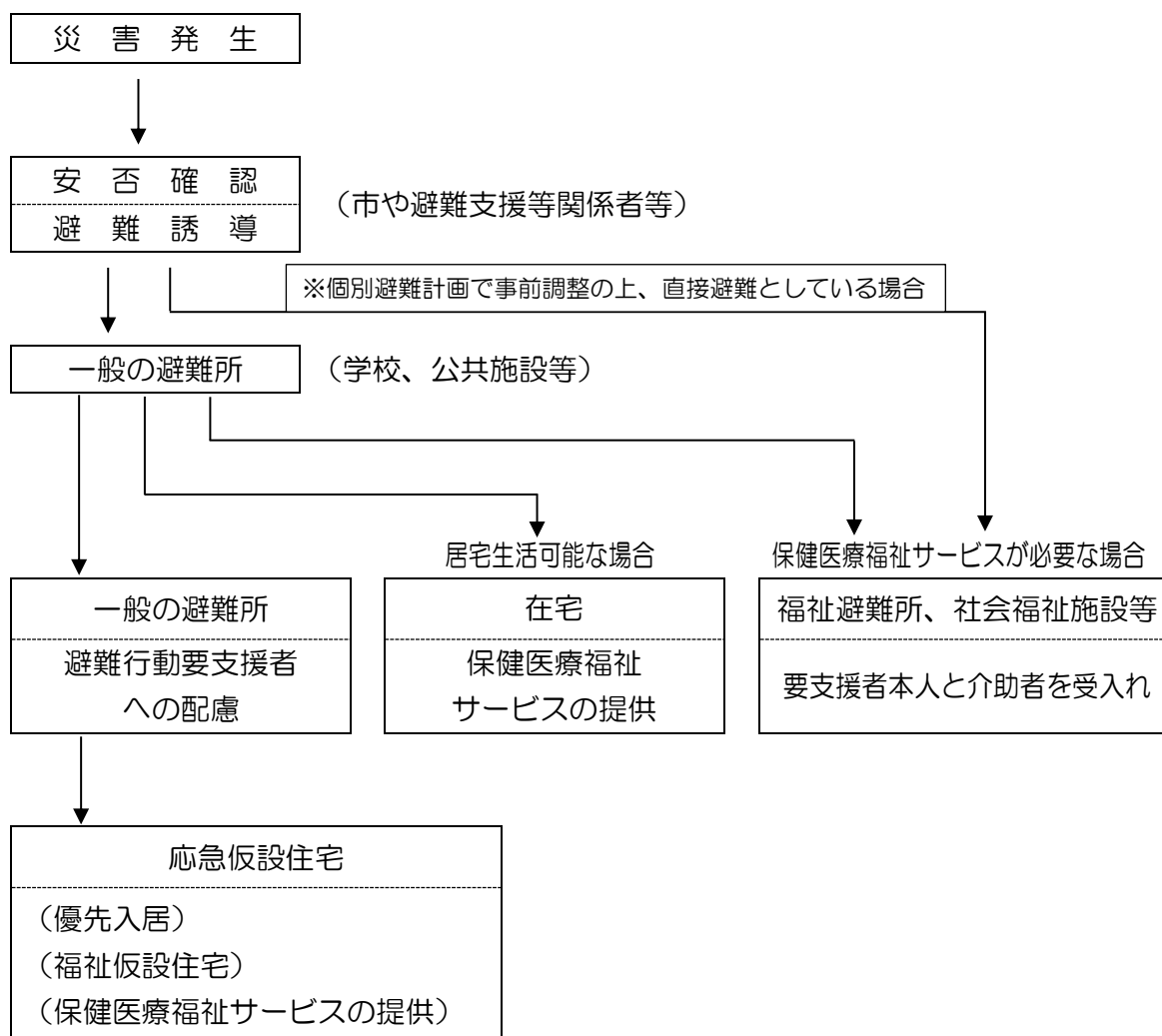
したがって、以下の点に注意して、災害時の救出、避難誘導等を行う。

- ①救出、避難誘導については、警察や消防等の指示のもとに行われることが望ましいが、迅速に行うためには、警察や消防等の活動が軌道にのるまでの間は、避難支援等関係者の協力を得ながら、安否確認と併せて一体的に行っていく。
なお、地域全体が被災するなどの理由によって自主防災組織等が機能しない場合には、市は警察、消防等と協力し避難行動要支援者の所在情報を活用し、早急に安否確認や救出を行う。
- ②避難行動要支援者を発見した場合は、必要に応じ次のような措置をとるように努める。
 - i 個別避難計画により、福祉避難所へ避難することになっている場合を除き、まずは、一般の避難所へ誘導する。
 - ii その後、医療サービスの提供が必要とされる場合は、適切な医療機関や医療専門家チーム（ボランティアを含む）のもとへ搬送する。
 - iii また、居宅等における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。
 - iv その他、保護を必要とする児童を発見した場合は、必要な措置（保護）を

行うとともに、児童相談センターへ通報する。

- ③避難行動要支援者が一般の避難所に緊急的に避難した場合において、避難生活の長期化が見込まれるときは、福祉サービスを受けられる施設等に速やかに移動させる。

<避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の流れ図>



4 避難行動要支援者避難支援訓練の実施

市は、避難行動要支援者支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込み、避難行動要支援者に参加を促すとともに、避難支援等関係者と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努める。

6 避難所における支援体制

1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域防災計画に定める基準に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

2 支援体制の把握・確認

市は、平常時から避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練等を実施し、避難所における避難行動要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

また、福祉関係者及び避難支援等関係者と協働し、施設の状況、避難行動要支援者に配慮した利用方法等について確認を行い、必要なときは改善する。

3 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に支援、介護等が必要な場合も多く、避難所においても介護等が必要となるケースが想定される。

特に、避難所生活が長期化する場合は、避難行動要支援者の利用にも配慮した環境を整備し、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援等ができるような体制づくりに努める。

大規模災害発生等により避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、障がいの種類・程度等や支援者の有無に応じて、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について、優先的に対応する。

市は、避難行動要支援者の利用にも配慮して次のような環境の整備に努める。

(1) 施設の整備改善

- ①段差の解消、手すりの設置等のバリアフリー化
- ②既設トイレの洋式化、障がい者用トイレへの改良、新設
- ③情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファックス、パソコン等）

(2) 仮設等による支援対策

- ①プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションの配置
- ②畳、マット、簡易ベッド等の配置
- ③車椅子、障がい者対応型仮設トイレ等の配置

- ④知的障がい者、精神障がい者のための別室の確保
- ⑤要介護者等のおむつ交換場所の確保 等

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テント等での生活を余儀なくされる要配慮者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

4 福祉避難所

市は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努めるものとする。民間社会福祉施設を福祉避難所とする場合は、「災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」（様式第6号）により、協定を締結し、円滑に福祉避難所の開設・受入・運営が行える体制を整備する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

(1) 福祉避難所の対象者

避難行動要支援者のうち避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が医療機関や福祉施設等に入院・入所するに至らない程度の在宅の者を対象者とする。対象者を介助する家族等も対象者とともに避難する。

(2) 福祉避難所への移送

市は、避難行動要支援者名簿から、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、その状況に応じて福祉避難所へ移送する。

(3) 福祉避難所の設置・運営等

市は、福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定する。

福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受け入れ可能人数、費用負担等について事前に明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設、運営を図る。

なお、災害時において指定した福祉避難所を開設する場合は、当該施設管理者と連絡調整を十分に行い、当該施設本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないように配慮する。

災害により身体・精神的負担を受けたことにより、症状・状態が悪化する可能性もあることから、福祉避難所に避難している避難行動要支援者の状態には十分に注意する。

(4) 福祉避難所への直接の避難について

福祉避難所の対象者につき、避難行動要支援者本人又は家族等の理解を得た上で、個別避難計画の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに事前に受入れ者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所への直接避難を促進していく。個別避難計画により、福祉避難所へ避難することになっている場合は、最寄りの一般の避難所等ではなく、福祉避難所へ直接に避難することとなる。この場合、個別避難計画に記載される避難所の施設管理者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになる。

そのため、避難支援等関係者への情報共有にあたっては、福祉避難所の受入対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を提供して差し支えないかを確認して、情報を整理し共有しておく。

(5) 緊急入所等について

すでに介護認定を受けている者又は被災後介護認定を受けた者について、症状の急変等により介護や医療処置、治療が必要になった場合は、短期入所、緊急入所、緊急入院等により対応する。

5 心身の健康について

医師、保健師、看護師等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じて必要な医療ケアを実施するとともに、障がいの重度化や合併症の予防に留意する。

また、被災によるショックや強い不安感、又は避難所生活が長期化する中で、ストレスが蓄積することによる精神的な負担を軽減する必要があることからボランティアや地域の人達が話し相手になることや気軽に手伝いを行うことなど、避難行動要支援者の継続的な見守り・支援を行う。

7 福祉救援ボランティアとの連携

災害時には、各地から多くのボランティアが駆けつけ、様々な場において、物資の仕分け・搬入、避難所の運営、食事の炊き出し等の多種多様なボランティア活動（災害救援ボランティア活動）が展開され、被災者の支援に大きな役割を果たすことが期待される。

こうした状況の中で、避難行動要支援者に対する日常生活支援や固有のニーズへの対応等に対して協力するボランティア活動（福祉救援ボランティア活動）の役割も大きいため、その受入態勢を整備する。

1 ボランティア活動のニーズの把握

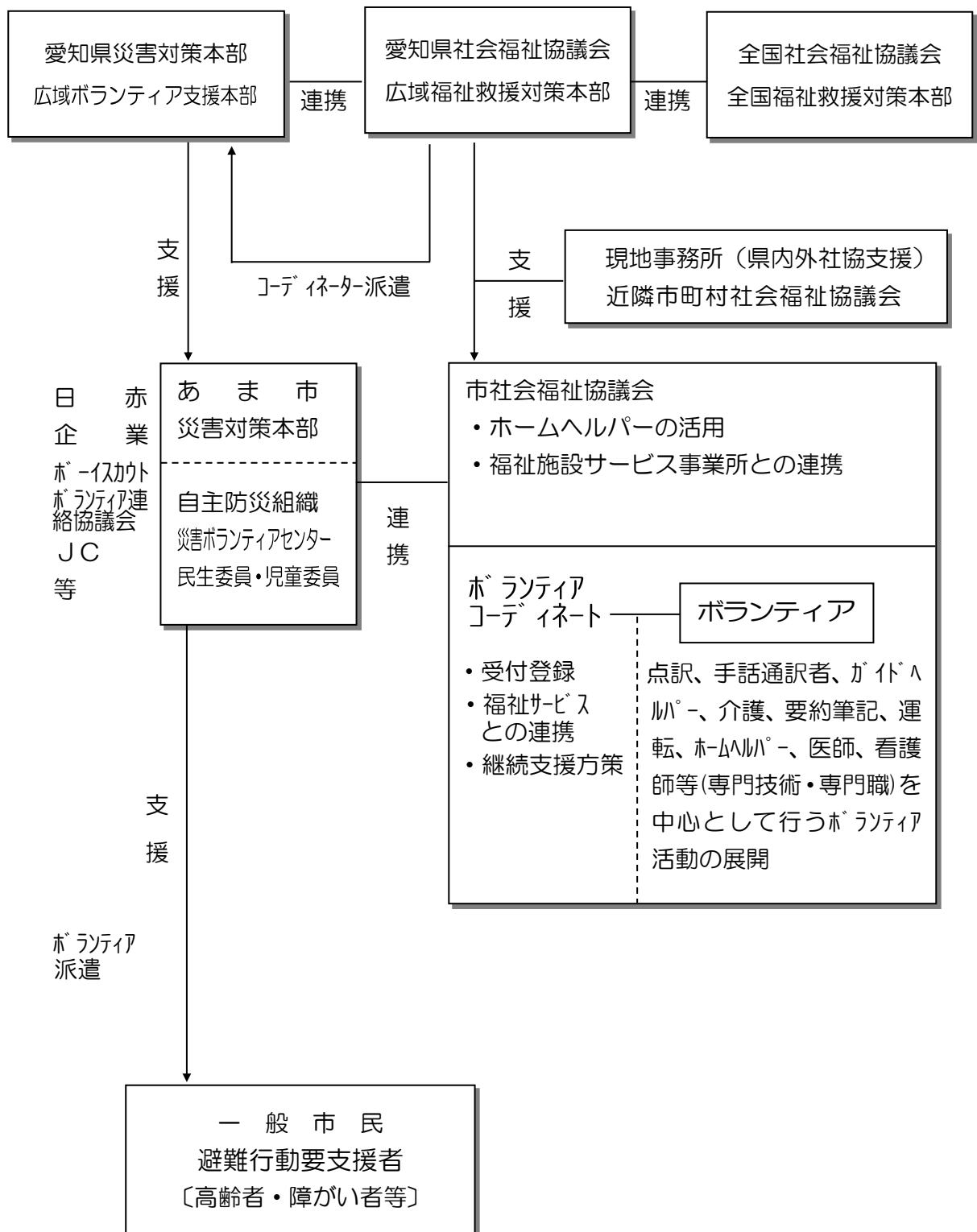
避難行動要支援者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアに対するニーズを的確に把握する必要がある。

市は、協定を締結している市社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターを設置し、NPO団体、ボランティア団体等と協力、連携して、時間経過に伴い変化するボランティアに対するニーズを把握する。

2 各種ボランティアの人材確保

市は、災害時における福祉救援ボランティア活動のため、平常時から市社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者の支援に役立つ要約筆記者、手話通訳者、外国人のための通訳者等、各種の福祉救援ボランティアの人材を確保する。

<ボランティア活動フローチャート>



資料編

<要配慮者の特性と配慮を要する事項>

	種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
高齢者	一人暮らし高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながりが希薄になり孤立しがちである。 ・体力が衰え、行動機能が低下し、災害の察知や情報収集が遅れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	高齢者夫婦	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の加齢による判断力や行動力が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	ねたきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障がい、傷病等により、常時床についており、日常生活動作に介助が必要である。 ・自力で避難行動することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。 ・バリアフリーの福祉避難所の確保、介護者の確保が必要である。
	認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態にある。 ・記憶などの能力が低下したり、徘徊、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活に支障をきたす。 ・若年性認知症もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。
身体障がい者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障がいがあるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中での動作が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・バリアフリーの福祉避難所の確保、介助・介護者の確保が必要である。
	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視力障がいだけでなく視野(見える範囲)、光覚(光を感じる)、色覚(色彩が分かる)等の障がいも含まれる。 ・全く見えない人と見えづらい人とがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・音声や手で触れることなどにより情報を入手していることから、情報伝達方法に配慮が必要である。 ・バリアフリーの避難所の確保が必要である。 ・盲導犬に関する配慮が必要である。

	種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
身体障がい者	聴覚・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などにより情報を入手する。 聴覚障がい者には文章の理解を苦手とする人もいる。 脳性マヒの人には、発語の障がいのため自分の意思を伝えにくい人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。 支援者は、障がいを理解するもののがのぞましい。 脳性マヒの人の発語の理解者が必要である。 障がいの種類や程度により、メインとなるコミュニケーション方法（文字・絵・手話・身振り・読話等）が異なる。
	盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> 全盲で全く聞こえない人、盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者などは、聴覚からの情報も視覚からの情報も制限されるため、日常生活に支障をきたす。 単独での災害時避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。 その人に合わせた情報伝達（触手話・点字・指点字・手書き等）と介助が必要である。
	内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 内臓機能の障がいであり、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能などに障がいがある。 心臓機能障がいでは、ペースメーカー等を使用している人もいる。 呼吸器機能障がいでは、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいる。 腎臓機能障がいでは、人工透析に通院している人もいる。 ぼうこう・直腸機能障がいでは、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいる。 小腸機能障がいでは、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行やスムーズな避難行動が困難な場合があるため、避難支援者が必要な場合がある。 災害が発生すると、通院が困難になる場合があることから、医療機関との連携が必要である。 オストメイトの人は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となる。 人工呼吸器など医療用電気機器を使用している人の電源確保が必要である。 人工透析患者は週3回の透析が必要であり、そのためには遠隔地への移送も必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障がいのタイプの個人差が大きい ため、家族や介護者に配慮事項を 聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配 慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、にお い・音・光への過敏がある場合は、 落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保な どの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい 人がいることも考慮する。 • 服薬管理が必要である。 • トイレ、食事等の配慮が必要であ る。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 知的な障がいがある人から無い人 までである。 • 自分で情報を判断したり、自分の状 況を伝えたりすることが困難な場 合がある。 • 環境の変化に順応しにくく、パニック になる場合がある。 • 集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障がいのタイプの個人差が大きい ため、家族や介護者に配慮事項を 聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配 慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、にお い・音・光への過敏がある場合は、 落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保な どの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい 人がいることも考慮する。 • 服薬管理など、医療機関との連携が 必要である。 • トイレ、食事等の配慮が必要であ る。 • 感覚過敏からマスクやフェイスシ ールドができない人がいることを 考慮する。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 • 薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要な場合がある。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合がある。 • 服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> • 記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等により、自分で状況判断、避難が困難である。 • 集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要な場合がある。 • 個人の障がい状況に応じて、具体的に、分かりやすく、繰り返し情報伝達に努めることが必要である。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 • 外見では障がい分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 • 医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 • 避難支援者が必要な場合がある。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> • 行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要な場合がある。 • 医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> • 自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

出典：「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県（令和4年3月）

様式第1号

あま市高齢者台帳

					区分		
氏名		性別		TEL		緊急通報	有・無
生年月日		住所					
家族構成	氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日	
緊急時の連絡先	氏名	住所		続柄	電話		
心身状況	健康状態	1. 健康 2. 病弱・病気					
		主病名	医療機関				
日常生活状況	医療	1. 人工透析 2. 人工呼吸器 3. 酸素療法 4. インシュリン療法					
	歩行	1. 自立 2. 歩行介助 3. 歩けない（車いす・担架）					
	食事	1. 普通食 2. 流動食 3. 経管栄養					
その他特記事項	排泄	1. 自立 2. おむつ使用 3. ストマ使用（便・尿）					
担当民生委員							

緊急発生時などに支援を受けたいので、この台帳の個人情報、海部東部消防組合消防本部及び関係行政機関、地域支援者に提供することについて同意します。

年 月 日

あま市長 様

本人氏名 _____

代理人氏名 _____ 続柄 _____

あま市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援を必要とする事由		その他
							障がい、要介護、難病、療育の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

様式第3号

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障がい名：() 等級： 級 <input type="checkbox"/> その他（特記事項）		
電話番号		ファックス番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、下線部に障がい名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援を必ず受けられることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から守るために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）を避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

年 月 日 氏名

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者名簿を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行うことがありますので、その際にご協力ください。

様式第4号

避難行動要支援者名簿情報等に係る個人情報の保護に関する誓約書

あ ま 市 長 様

私は、提供のありましたあま市避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難行動要支援者名簿情報等の取り扱いに関して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨を尊重して裏面の規定を遵守し、他への漏えい及び私的利用はしないことを誓います。

年 月 日

住所、又は
団体の所在地：

団体名及び代表者氏名：

避難行動要支援者名簿情報等の取り扱いに関する規定

1 基本的事項

避難行動要支援者名簿情報等を取り扱う際は、避難行動要支援者等の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めます。

2 目的外利用及び外部提供の禁止

避難行動要支援者名簿情報等を避難行動要支援者の支援（避難情報の伝達、安否確認、避難支援、避難訓練、見守り等）以外の目的に利用しません。また、外部の第三者に提供しません。

3 適正管理

- (1) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故防止のため、避難行動要支援者名簿情報等の適切な管理に努めるとともに、万が一事故があった場合は速やかに市に報告し、誠意をもってその処理に当たります。
- (2) 避難行動要支援者名簿情報等で知り得た個人情報を避難行動要支援者の避難行動関係者以外の第三者にみだりに洩らしません。また、避難支援に関わる職を退いた後も、同様にします。
- (3) 個人情報の漏えい等がないよう、避難行動要支援者名簿情報等は閲覧にとどめ、名簿の複写・複製や、必要時以外の持ち出しはしません。また、パソコン等への取り込み等データ化を行いません。
- (4) 避難行動要支援者情報等の更新時には、新名簿と引き換えに旧の避難行動要支援者名簿情報等を市に返却します。

※避難行動要支援者とは、高齢者・障がい者など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人をいう。

※避難行動要支援者名簿情報等とは、災害対策基本法第49条の11に規定する名簿情報並びに第49条の15に規定する個別避難計画情報をいう。

※避難行動要支援者等とは、災害対策基本法第49条の15第3項に規定する避難行動要支援者等（名簿情報に係る避難行動要支援者並びに個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。))をいう。

様式第5号（表面）

あま市避難行動要支援者個別避難計画

年 月 日 作成		部外秘	
ふりがな			生年月日
氏名			
住所			
連絡先	自宅		FAX
	携帯		メール
民生・児童委員			町内・自治会
避難時に配慮しなくてはならない事項	<p><あてはまるものにすべて☑></p> <p> <input type="checkbox"/>立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/>音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/>物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/>言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/>危険なことを判断できない <input type="checkbox"/>顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/>その他 </p>		
同居家族等	<input type="checkbox"/> あり（ 人）		<input type="checkbox"/> なし
緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
【特記事項】 （普段いる部屋、寝室の位置）（不在時の時の目印、避難済の目印）など			

様式第5号（裏面）

避難支援等実施者 情報①	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
避難支援等実施者 情報②	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
避難支援等実施者 情報③	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者) 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：

避難所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など
(Blank area for disaster shelter information)

私は個別避難計画を作成・更新することに同意します。また、上記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、あま市及び私の避難支援に関わる避難支援等関係者の間で情報を共有することに同意します。

年 月 日

氏名

様式第6号

災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会 福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、あま市（以下「甲」という。）が、〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、生活の基盤が自宅にある者で、災害時に自ら避難することが困難であって何らかの支援を求める者をいう。

- (1) 一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（呼吸器機能障がいを除く内部障がいのみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった避難行動要支援者及びあらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。）では対応が困難な避難行動要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 〇〇〇〇

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行

うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な避難行動要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難行動要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難行動要支援者を適切に介護できるよう看護師、介護福祉士及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、避難行動要支援者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

(甲) あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市
代表者 あま市長

(乙)

災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> • 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 • 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 • その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受諾)	<ul style="list-style-type: none"> • 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 • ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生直後においては、看護師、介護福祉士、ボランティア等、できる限り資格のある者を募り配置する。
第8条 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> • 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> • 受入れ可能人員(定員を超えて受け入れることができる人員) • 施設で確保できる支援者数(各法人の現状のボランティア数からの推定数) • 必要物資等(受入人員から想定して必要となる物資等の数量)
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> • 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

< 参考 >

災害対策基本法

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 (略)

4～5 (略)

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第49条の15 (略)

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 (略)

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

あま市避難行動要支援者避難支援計画

平成28年3月
(令和6年3月改定)

発行 あま市

編集 あま市福祉部社会福祉課